

令和7年度 第2回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時 : 令和8年3月2日(月) 18:30~20:30

場所 : 本庁舎6階 611・612・613 会議室

目 次	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	・・・3
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	・・・4
高齢者保健福祉計画の施策体系	・・・6
協議事項	
1 次期計画策定に向けた策定体制・スケジュール案	・・・7
2 次期計画策定に向けたニーズ調査	・・・10
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・・・11
(2) 介護支援専門員(計画作成担当者)対象調査・	・・・19
介護人材実態調査	
報告事項	
1 地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリ専門職訪問事業)・・・	29
2 次期介護保険制度改正に関する国の動向	・・・31

高知市高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期: 令和5年4月1日～令和8年3月31日

※大畑委員は令和5年7月12日～、和田委員は令和6年4月1日～

※藤井委員は令和6年6月19日～、戸田委員は令和7年12月11日～

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人高知県作業療法士会	会長	浅川 英則
3	一般社団法人高知市医師会	理事	藤井 貴章
4	一般社団法人高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎
5	公益社団法人高知県栄養士会	会長	新谷 美智
6	公益社団法人高知県薬剤師会	高知市薬剤師会会長	植田 隆
7	公益社団法人高知県理学療法士協会	会長	大畑 剛
8	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	局長	藤原 好幸
9	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	代表	楠木 司
10	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
11	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	戸田 理恵
12	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
13	高知市居宅介護支援事業所協議会	会長	和田 真樹
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊
15	高知市老人クラブ連合会	副会長	北代 俊雄
16	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事	池内 章
17	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
18	公募委員		小笠原 育子
19	公募委員		西村 敦司
20	公募委員		藤田 千夏

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

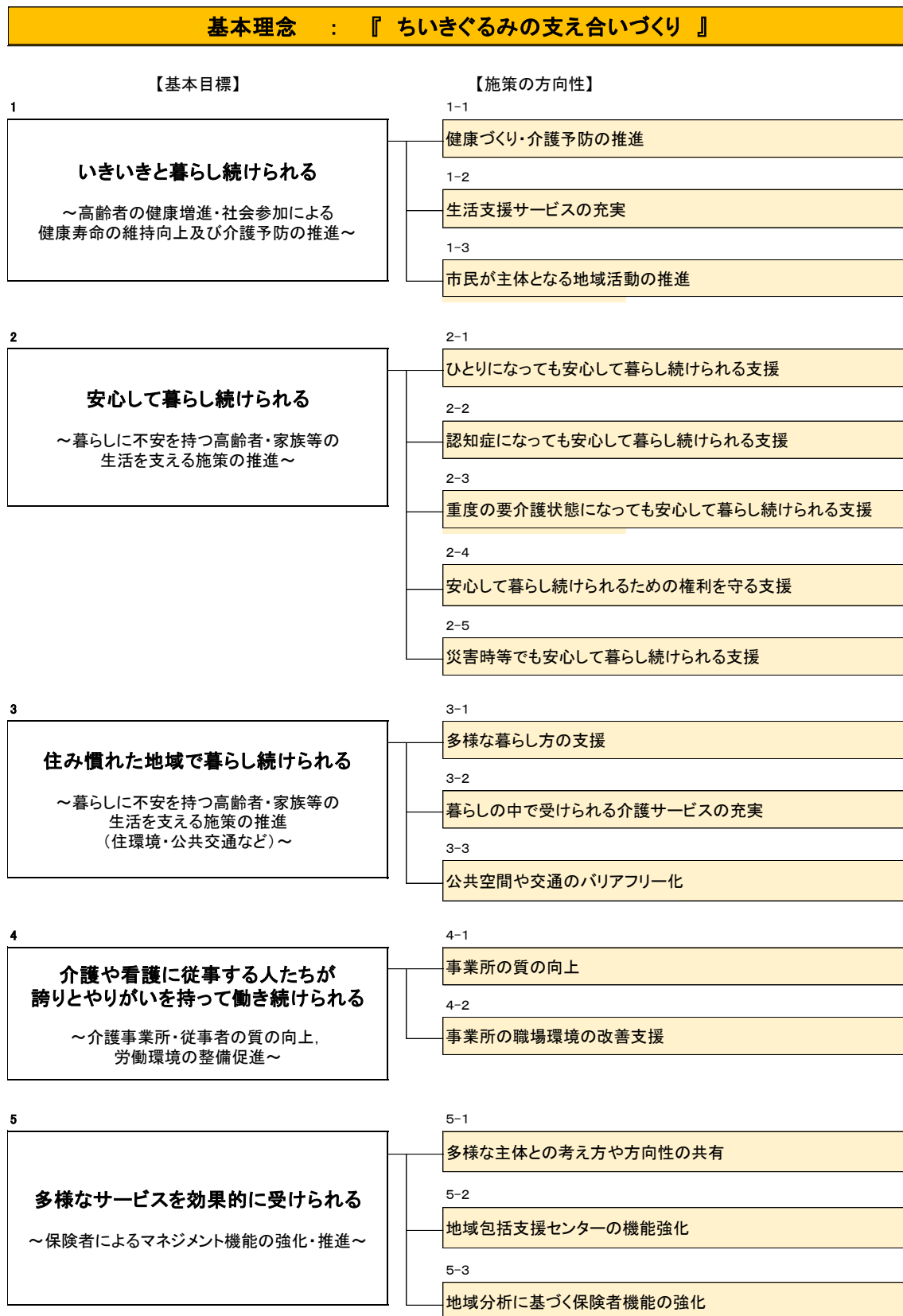
1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

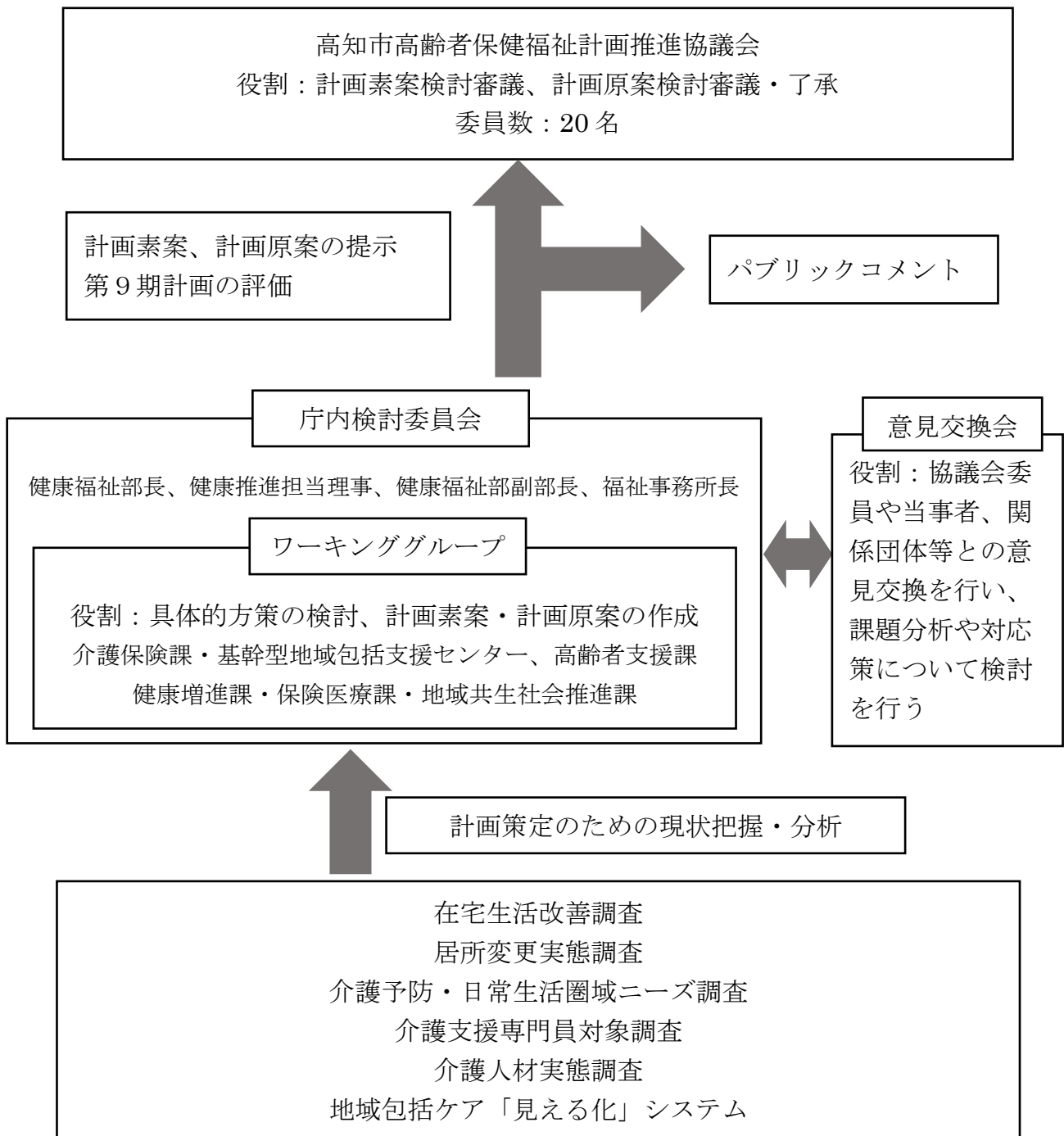
●高齢者保健福祉計画の施策体系



協議事項

- 1 次期計画策定に向けた策定体制・スケジュール案

計画策定体制（案）



意見交換会内容

テーマ	対象	内容
介護人材の確保		

令和8年度 計画策定スケジュール（案）

時期	会の種類	主な内容
8年 4月		
5月		
6月	第1回 計画推進協議会	(1) 策定体制・スケジュール (2) 高知市高齢者保健福祉計画 (令和6～8年度)の進捗状況
7月		
8月		
9月		
10月	第2回 計画推進協議会	(1) 高齢者保健福祉に関する調査の結果 (2) 次期高知市高齢者保健福祉計画（令和9～11年度）概要（案）
12月	第3回 計画推進協議会	(1) 高齢者保健福祉計画素案の審議
9年 1月	第4回 計画推進協議会	(1) 介護保険事業計画素案の審議
2月	第5回 計画推進協議会	新計画原案の承認

高齢者保健福祉に関するアンケート調査

パブリック
コメント

2 次期計画策定に向けたニーズ調査

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・介護支援専門員(計画作成担当者)
対象調査
- ・介護人材実態調査

1 概要

介護保険法及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間とする高知市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者にアンケート調査を実施することで、圏域毎に高齢者のリスクや社会参加状況等を把握し、地域の抱える課題を特定するとともに、各取組の評価や進捗管理、また、次期計画に記載する取組や目標設定に活用するもの。

2 調査概要

本調査は、国が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きに基づく調査項目に、一部本市独自の調査項目を追加して実施している。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き(抜粋)

名称	調査内容		
調査対象	要介護1～5以外の高齢者		
調査項目数	必須項目35 問 ・ オプション項目30 問		
設問の内容	(1)リスクの発生状況の把握	基本チェックリストで設定した虚弱高齢者を把握する項目	- 運動器の機能低下 - 低栄養の傾向 - 口腔機能の低下 - 閉じこもり傾向 - 認知機能の低下
		その他	IADL／転倒リスク
	(2)社会資源等の把握		- ボランティア等への参加頻度 - たすけあいの状況 - 地域づくりの場への参加意向 - 担い手として／参加者として - 就労の状況(オプション新規追加) - 主観的幸福感等
	(3)その他		認知症にかかる相談窓口の認知度

3 調査項目

次ページ「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目一覧(案)」参照

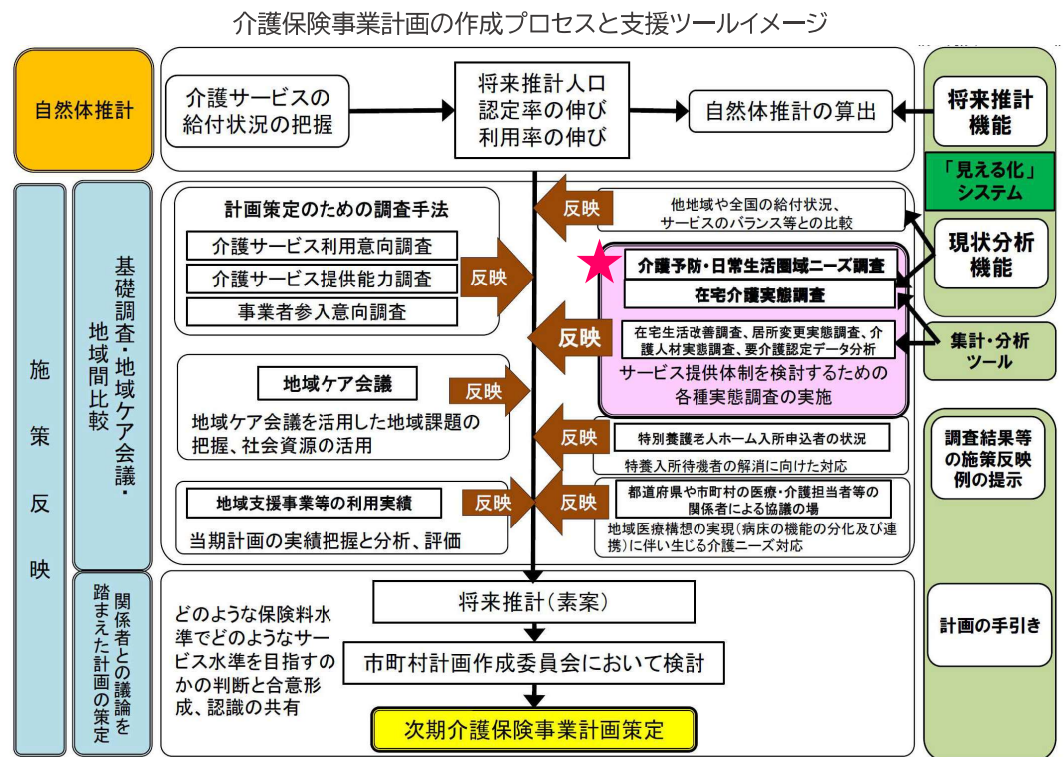
4 令和5年度調査方法及び調査結果

対象者	65歳以上の市民のうち要介護1～5以外の方5,000人(無作為抽出)
方法	郵送配付・郵送回収(返信用封筒使用)
問合せ	土・日を含む電話対応
期間	令和5年5月30日～6月26日(28日間)
有効回答率	47.74%

5 令和8年度調査方法(案)

対象者	65歳以上の市民のうち要介護1～5以外の方5,000人(無作為抽出)
方法	郵送配付・郵送回収(返信用封筒使用)
問合せ	土・日を含む電話対応
期間	令和8年5月中旬～6月下旬(1か月半程度)(予定)

6 参考



○介護保険法 第117 条第5項 において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目一覧(案)

設問		種別	質問内容		
			令和5年度 高知市調査	令和8年度 国調査(案)	令和8年度 高知市調査(案)
1	あなたのご家族や生活状況について	必須	① 家族構成	① 家族構成	① 家族構成
		必須	② 介護・介助が必要か	② 介護・介助が必要か	② 介護・介助が必要か
		必須	③ 暮らしの経済的状況	③ 暮らしの経済的状況	③ 暮らしの経済的状況
2	からだを動かすことについて	必須	① 階段を手すりや壁をつたわずに上がる	① 階段を手すりや壁をつたわずに上がる	① 階段を手すりや壁をつたわずに上がる
		必須	② 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がる	② 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がる	
		必須	③ 15分間位続けて歩く	③ 15分間位続けて歩く	② 15分間位続けて歩く
		必須	④ 過去1年間に転んだ経験	④ 過去1年間に転んだ経験	③ 過去1年間に転んだ経験
		必須	⑤ 転倒に対する不安	⑤ 転倒に対する不安	
		必須	⑥ 週あたりの外出回数	⑥ 週あたりの外出回数	④ 週あたりの外出回数
		必須	⑦ 昨年と比べた外出の回数	⑦ 昨年と比べた外出の回数	
		オプション	⑧ 外出を控えているか	⑧ 外出を控えているか	
3	食べることにについて	必須	① 身長・体重	① 身長・体重	① 身長・体重
		必須	② 半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	② 半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	② 半年前に比べて固いものが食べにくくなったか
		必須	③ 歯の数と入れ歯の利用状況	③ 歯の数と入れ歯の利用状況	③ 歯の数と入れ歯の利用状況
		オプション	④ 6か月間で2～3kg以上の体重減少はあるか	④ 6か月間で2～3kg以上の体重減少はあるか	
		必須	⑤ 誰かと食事をともにする機会	⑤ 誰かと食事をともにする機会	④ 誰かと食事をともにする機会
4	毎日の生活について	必須	① 物忘れが多いと感じるか	① 物忘れが多いと感じるか	① 物忘れが多いと感じるか
		必須	② バスや電車を使った外出	② バスや電車を使った外出	
		必須	③ 食品・日用品の買物	③ 食品・日用品の買物	② 食品・日用品の買物
		必須	④ 食事の用意	④ 食事の用意	③ 食事の用意
		必須	⑤ 請求書の支払	⑤ 請求書の支払	
		必須	⑥ 預貯金のおし入れ	⑥ 預貯金のおし入れ	④ 預貯金のおし入れ
5	地域での活動について	必須	① 参加している活動	① 参加している活動	① 参加している活動
		必須	② 健康づくり活動や趣味のグループ活動等に参加したいか	② 健康づくり活動や趣味のグループ活動等に参加したいか	② 健康づくり活動や趣味のグループ活動等に参加したいか
		必須	③ その活動に企画・運営として参加してみたいか	③ その活動に企画・運営として参加してみたいか	③ その活動に企画・運営として参加してみたいか
	就労について	オプション	① 就労状態		
		オプション	② いつ引退したか		
6	たすけあいについて	必須	① 心配事や愚痴を聞いてくれる人	① 心配事や愚痴を聞いてくれる人	① 心配事や愚痴を聞いてくれる人
		必須	② 反対に、心配事や愚痴を聞いてあげる人	② 反対に、心配事や愚痴を聞いてあげる人	② 反対に、心配事や愚痴を聞いてあげる人
		必須	③ 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人	③ 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人	
		必須	④ 反対に、看病や世話をしてあげる人	④ 反対に、看病や世話をしてあげる人	
		オプション			③ 何かあった時に相談する相手
7	健康について	必須	① 現在の健康状態	① 現在の健康状態	① 現在の健康状態
		必須	② 現在どの程度幸せか	② 現在どの程度幸せか	② 現在どの程度幸せか
		必須	③ この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったか	③ この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったか	
		必須	④ この1か月間、物事に興味がわかない、心から楽しめない	④ この1か月間、物事に興味がわかない、心から楽しめない	
		必須	⑤ タバコは吸っているか	⑤ タバコは吸っているか	
		必須	⑥ 現在治療中、または後遺症のある病気	⑥ 現在治療中、または後遺症のある病気	③ 現在治療中、または後遺症のある病気
8	聞こえについて	市独自			① 聞こえづらさを感じるか
					② 耳鼻科を受診したか
					③ 補聴器を使用しているか
					④ 補聴器の使用を中止した理由
9	認知症について	必須	① 認知症の症状があるか(自身または家族)	① 認知症の症状があるか(自身または家族)	
		必須	② 認知症に関する相談窓口を知っているか	② 認知症に関する相談窓口を知っているか	① 認知症に関する相談窓口を知っているか
		市独自			② 認知症に関する相談先
		市独自			③ 新しい認知症観の浸透を確認
		市独自			④ 求める認知症の取組
10	スマートフォン等について	市独自			① スマートフォンやタブレットを持っているか
					② スマートフォンやタブレットのアプリを利用しているか
11	介護予防・生活支援サービスについて	市独自			① 介護予防・生活支援サービスを知っているか
					② 利用したい介護予防・生活支援サービス
					③ 利用したくない理由
12	在宅療養について	市独自	① 人生会議について		① 人生会議について
			② 人生の最期を迎えたい場所		② 人生の最期を迎えたい場所
			③ 人生の最期を迎えたい場所の実現できると思うか		③ 人生の最期を迎えたい場所の実現できると思うか
			④ 実現が難しいと思う理由		④ 実現が難しいと思う理由
13	成年後見制度について	市独自	① 成年後見制度を知っていたか		① 成年後見制度を知っていたか
			② 判断力に自信が持てなくなった場合、制度を利用したいか		② 判断力に自信が持てなくなった場合、制度を利用したいか
			③ 利用したくない理由		③ 利用したくない理由

1 総合事業

本市では、要支援認定を受けた方や、介護が必要になるおそれのある高齢者の方々が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けられるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という)を実施しています。この総合事業には、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防」の2つの取組があります。

2 介護予防・生活支援サービス

従前の介護予防サービスに加え、地域の団体やボランティアなどによる多様なサービスがあります。

類型	従前型(専門職によるサービス)		サービス・活動A		サービス・活動B		サービス・活動C
種別	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型
内容	身体介護が必要な方や、同居家族等の支援が受けられない方に対して、ヘルパー等が訪問し、自分で行えない生活支援を行います。 	通いのサービスで、日常生活を維持・向上させるための訓練や、食事・入浴などの介護サービスを行います。 	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の支援を1時間程度行います。 	スーパーの一角を利用して、バイタルチェックや介護予防プログラムを行うとともに、買い物による身体機能の向上を図ります。 	住民主体による身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活支援を30分程度行います。 	住民主体による介護予防を目的とした通いの場で、交流や食事提供などを行う。また、サービス利用者を送迎する移動支援を行います。 	リハビリ専門職などが、ご家庭を訪問し、自宅での生活を続けるために必要な動作獲得や福祉用具の活用、住宅改修の工夫について助言し、自立した在宅生活に向けた支援を短期集中的に(概ね3か月)行います。 
対象者	事業対象者・要支援者		事業対象者・要支援者		事業対象者・要支援者 上記以外でも利用可能		事業対象者・要支援者
利用料	介護度・負担割合によって異なります。		週1回程度 1回200円	事業対象者 1,337円 要支援1 1,337円 要支援2 2,742円	各事業所によって異なります。		無料 (消耗品等の実費負担有)

3 一般介護予防

運動・栄養・口腔ケア・認知症予防などに地域で取り組む活動です。

地域で取り組む介護予防体操

高知市では、「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」「しゃきしゃき百歳体操」などを地域住民の皆さんが主体となって各地区で実施しています。

高知市内では、350か所以上で開催されています。

続けたら本当に効果がある！足腰の痛みもなくなって、元気になるき



体操参加とボランティアでポイント

地域でのいきいき百歳体操への参加や、介護施設などでのボランティア活動に応じてポイントが貯まり、商品券などに交換できる「こうち笑顔マイレージ制度」があります。社会参加をしながら、楽しくポイント活動してみませんか？



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（案）

（1）調査票を記入されたのはどなたですか。（○はひとつ）

1. あて名のご本人が記入
2. ご家族が記入 → あて名のご本人からみた続柄をご回答ください

1. 配偶者（夫または妻）
2. 子
3. 孫
4. 上記以外（ ）

3. その他

（2）あて名のご本人の性別をお答えください。（○はひとつ）

1. 男性 2. 女性

（3）あて名のご本人の年齢をご記入ください。（「数字で回答」）

歳

（4）あて名のご本人はどちらにお住まいですか。町名をご記入ください。

（例：本町五丁目）

（5）あて名のご本人の介護度をお答えください。（○はひとつ）

「介護保険被保険者証」の「要介護状態区分等」に記載されている区分を、ご確認ください。

1. 認定を受けていない 2. 事業対象者 3. 要支援1 4. 要支援2

次ページ以降の設問では、「あなた」とは「あて名のご本人」を指しています。
ご家族の方などがご記入される場合も、その認識でご回答ください。

問1 あなたのご家族や生活状況について

（1）家族構成を教えてください。（○はひとつ）

1. 1人暮らし 2. 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）
3. 夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下） 4. 息子・娘との2世帯
5. その他

（2）あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要です。（○はひとつ）

1. 介護・介助は必要ない
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
3. 現在、何らかの介護を受けている
（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）

（3）現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。（○はひとつ）

1. 大変苦しい 2. やや苦しい 3. ふつう
4. ややゆとりがある 5. 大変ゆとりがある

問2 からだを動かすことについて

（1）階段を手すりや壁をつたわずに上がっていますか。（○はひとつ）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

（2）15分間位続けて歩いていますか。（○はひとつ）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

（3）過去1年間に転んだ経験がありますか。（○はひとつ）

1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない

（4）週に1回以上は外出していますか。（○はひとつ）

1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上

問3 食べることにについて

(1) 身長・体重をご記入ください。(「数字で回答」)

身長 cm 体重 kg

(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。(○はひとつ)

1. はい 2. いいえ

(3) 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください。(○はひとつ)

(成人の歯の総本数は、親知らずを含めて 32 本です)

1. 自分の歯は 20 本以上、かつ、入れ歯を利用
2. 自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし
3. 自分の歯は 19 本以下、かつ、入れ歯を利用
4. 自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし

(4) どなたかと食事をともにする機会がありますか。(○はひとつ)

1. 毎日ある 2. 週に何度かある 3. 月に何度かある
4. 年に何度かある 5. ほとんどない

問4 毎日の生活について

(1) 物忘れが多いと感じますか。(○はひとつ)

1. はい 2. いいえ

(2) 自分で食品・日用品の買物をしていますか。(○はひとつ)

1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない

(3) 自分で食事の用意をしていますか。(○はひとつ)

1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない

(4) 自分で預貯金の出し入れをしていますか。(○はひとつ)

1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

※ ①～⑨それぞれに回答してください。(それぞれ○はひとつずつ)

	週 4 回 以上	週 2 ～ 3 回	週 1 回	月 1 ～ 3 回	年に 数回	参加 して いない
①ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
②スポーツ関係のグループ やクラブ	1	2	3	4	5	6
③趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	6
④学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤いきいき百歳体操	1	2	3	4	5	6
⑥認知症カフェ	1	2	3	4	5	6
⑦老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑧町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑨収入のある仕事	1	2	3	4	5	6

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味のグループ活動等の地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

(○はひとつ)

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない

(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味のグループ活動等の地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。(○はひとつ)

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない

問6 たすけあいについて

(1) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人はいますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人はいますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(3) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

(○はいくつでも)

- | | | |
|------------------|-----------------------|--------------|
| 1. 自治会・町内会・老人クラブ | 2. 社会福祉協議会 | 3. 民生委員・児童委員 |
| 4. ケアマネジャー | 5. 医療機関（医師・歯科医師・看護師等） | |
| 6. 地域包括支援センター | 7. 市役所 | 8. A I |
| 9. そのような人はいない | 10. その他（ ） | |

問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか。(○はひとつ)

- | | | | |
|----------|---------|------------|---------|
| 1. とてもよい | 2. まあよい | 3. あまりよくない | 4. よくない |
|----------|---------|------------|---------|

(2) あなたは現在どの程度幸せですか。(○はひとつ)

「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、該当する点数に○をつけてください)

- | | |
|-------|-------|
| とても不幸 | とても幸せ |
| 0点 | 10点 |
| 1点 | |
| 2点 | |
| 3点 | |
| 4点 | |
| 5点 | |
| 6点 | |
| 7点 | |
| 8点 | |
| 9点 | |

(3) 現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. ない | 2. 高血圧 |
| 3. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等） | 4. 心臓病 |
| 5. 糖尿病 | 6. 高脂血症（脂質異常） |
| 7. 呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等） | 8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 |
| 9. 腎臓・前立腺の病気 | 10. 筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等） |
| 11. 外傷（転倒・骨折等） | 12. がん（悪性新生物） |
| 13. 血液・免疫の病気 | 14. うつ病 |
| 15. 認知症（アルツハイマー病等） | 16. パーキンソン病 |
| 17. 目の病気 | 18. 耳の病気 |
| 19. その他（ ） | |

問8 聞こえについて

(1) 聞こえづらさを感じますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(2) 【(1)で「1. はい」と回答された方にお聞きします】

耳鼻科を受診しましたか。(○はひとつ)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(3) 【(2)で「1. はい」と回答された方にお聞きします】

補聴器を使用していますか。(○はひとつ)

- | | | |
|-------|--------|--------------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. 過去に使用していた |
|-------|--------|--------------|

(4) 【(3)で「3. 過去に使用していた」と回答された方にお聞きします】

なぜ補聴器の使用を中止しましたか。(○はひとつ)

- | |
|-----------------|
| 1. 耳に合わなくなった |
| 2. 定期的な調整が面倒だった |
| 3. 無くて問題ないと思った |
| 4. その他（ ） |

問9 認知症について

(1) 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(〇はひとつ)

1. はい 2. いいえ

(2) 認知症に関する相談先として、当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

1. かかりつけ医 2. 民生委員・児童委員 3. 家族・友人・知人
4. ケアマネジャー 5. 介護サービス事業所 6. 地域包括支援センター
7. 市役所 8. その他 ()

(3) 認知症について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(〇はひとつ)

1. 認知症になっても、周囲の支援や生活の工夫があれば、住み慣れた地域で生活を続けられると思う
2. 認知症になると、日常生活の多くが難しくなり、住み慣れた地域で生活を続けるのは困難だと思う
3. 分からない/どちらとも言えない

(4) あなたが求める認知症の取組はどれですか。(〇は3つ)

1. 認知症に対する理解の促進
2. 相談窓口や情報提供の強化
3. 早期発見・早期受診の促進
4. 生活支援や介護サービスの充実
5. 地域での見守り・助け合いの強化
6. 行方不明時の早期発見の取組
7. その他 ()

問10 スマートフォン等について

(1) スマートフォンやタブレットを持っていますか。(〇はひとつ)

1. はい 2. いいえ

(2) スマートフォンやタブレットのアプリを何か一つでも利用できますか。(〇はひとつ)

例：LINE、YouTube、メールなど

1. はい 2. いいえ

問11 介護予防・生活支援サービスについて

介護予防・生活支援サービスとは、介護が必要になるおそれがあるものの、要介護認定を受けていない方が利用することのできる、住民主体の団体などによる多様なサービスのことで、介護予防・生活支援サービスには、以下のようなサービスがあります。

項目	内容	提供者
1 訪問型サービスA	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の1時間程度の支援	事業者
2 通所型サービスA	スーパーに送迎し、体操等を行うとともに、買い物による身体機能の向上を図る	事業者
3 訪問型サービスB	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の30分程度の支援	住民主体の団体
4 通所型サービスB	介護予防を目的とした集いの場で、交流や食事提供などを行う	住民主体の団体
5 訪問型サービスC	自宅での生活を継続するために必要な動作獲得の助言等を短期集中的に支援	リハビリ専門職

(1) 要介護認定を受けずに利用することのできる、介護予防・生活支援サービスを知っていますか。(〇はひとつ)

1. どのような制度が大体知っている 2. 聞いたことはある 3. 知らない

(2) 利用してみたいと思う介護予防・生活支援サービスを教えてください。(〇はいくつでも)

1. 訪問型サービスA 2. 通所型サービスA 3. 訪問型サービスB
4. 通所型サービスB 5. 訪問型サービスC 6. 利用したくない
7. 分からない

(3) 【(2)で「6. 利用したくない」と回答された方にお聞きします】

利用したくない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 現時点で支援の必要はない
2. 家族や近隣の方が支援してくれる
3. サービス内容や利用方法が分からない
4. 民間の生活支援サービスを利用する
5. 費用負担が心配
6. 自分の生活や習慣が変わるのを望まない
7. その他 ()

問 12 在宅療養について

(1) 人生会議（ACP（アドバンス・ケア・プランニング））についてお聞きします。ご自身の状況に近い内容を選択してください。（○はひとつ）

※ 「人生会議（ACP）」とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケア（入院するか？施設に入るか？延命治療は望むのか？など）について前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

1. 自分が望む医療やケアなどについて考えたことはない
2. 自分が望む医療やケアなどについて考えたことがあるが、家族などの身近な人と話し合ったことはない
3. 自分が望む医療やケアなどについて、家族などの身近な人と話し合っている（又は話し合ったことがある）

(2) あなたは、人生の最期をどこで迎えたいと希望しますか。（○はひとつ）

※ お金がないなどの経済的な問題や家族の協力が得られないなどの課題は考えずに、あなたの本音を教えてください。

1. 自宅
2. 医療機関
3. 老人ホームなどの施設
4. 分からない
5. その他（ ）

(3) (2) で回答した場所は実現できると思いますか。（○はひとつ）

1. 実現できと思う
2. 実現は難しいと思う
3. 分からない

(4) 【(3)で「2.実現は難しいと思う」又は「3.分からない」と回答された方にお聞きします】

そう思う理由は何ですか。（○は3つまで）

1. 家族への介護負担がかかるから
2. お金がかかるから
3. 住宅環境が整っていないから
4. 希望する場所でどのような医療や介護のサービスが受けられるか分からない
5. 介護してくれる家族がいないから
6. 希望する場所で最期を迎えることのイメージができない
7. その他（ ）

問 13 成年後見制度について

(1) 成年後見制度を知っていますか。（○はひとつ）

1. どのような制度が大体知っている
2. 聞いたことはある
3. 知らない

(2) 今後、自分の判断力に自信が持てなくなった場合、制度を利用したいと思いますか。（○はひとつ）

※ 成年後見制度は、財産管理や遺産分割の協議、契約等に際して、判断能力が不十分な方を保護し、支援するための制度です。

1. 利用したい
2. 利用したくない
3. メリット、デメリットがわからず判断できない

(3) 【(2)で「2. 利用したくない」と回答された方にお聞きします】

利用したくない理由は何ですか。（○はいくつでも）

1. 自分の財産や契約を人にゆだねるのは不安
2. 周りに信頼できる人がいない
3. 必要ないと思う
4. 費用負担がある
5. 利用の仕方が分からない
6. その他（ ）

～設問は以上です。ご協力ありがとうございました。～

1 介護支援専門員（計画作成担当者）対象調査

＜高知市介護保険事業計画（第10期）策定に向けた実態調査＞

趣旨

市内の居宅介護支援事業所等のケアマネジャーを対象に、施設サービス等のニーズの状況を確認する。「前回」と「今回」の調査結果を比較し、整備ニーズの傾向や推移を分析することにより、第10期介護保険事業計画における整備量を見込む際の参考とする。

また、ケアマネジャーから見た介護保険以外のサービスのニーズを把握することにより、要介護等認定者が在宅生活を継続するための問題点を認識する。

調査内容（案）

前回（第9期計画策定時）のアンケートを踏襲

（別添「介護支援専門員（計画作成担当者）対象調査」参照）。

対象サービス種別

- ・ 居宅介護支援 (111 事業所)
- ・ 小規模多機能型居宅介護 (15 事業所)
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 (8 事業所) 計 134 事業所

調査実施時期（予定）

- ・ R8.4 月中旬頃 各事業所に送付
Lico ネット・HP に掲載、メール送付。Lico ネットの登録のない事業所は、メールまたは郵送
- ・ R8.5 月中旬頃 アンケート回答締切り
- ・ R8.6 月 データ集計

2 介護人材実態調査

趣旨

施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス等の事業所を対象に実施し、介護人材の性別・年齢構成、資格保有状況、過去1年間の採用・離職の状況などを把握することにより、職員の確保・定着、育成、もしくは業務改善に必要な取組等を検討する。

調査内容（案）

別添「介護人材実態調査【事業所票】施設・通所系 訪問系」参照。

対象サービス種別

- | | | |
|-------------------|------------|-----------|
| ・施設、居住系サービス | (201 事業所) | |
| ・通所系サービス | (222 事業所) | |
| ・訪問系サービス | (116 事業所) | |
| ・小規模多機能型居宅介護 | (15 事業所) | |
| ・看護小規模多機能型居宅介護 | (8 事業所) | |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (17 事業所) | 計 579 事業所 |

調査実施時期（予定）

- ・R8.4 月中旬頃 各事業所に送付
Lico ネット・HP に掲載、メール送付。Lico ネットの登録のない事業所は、メールまたは郵送
- ・R8.5 月中旬頃 アンケート回答締切り
- ・R8.6 月 データ集計

高知市介護保険課事業係 行

☐ 3. 地域密着型通所介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 4. 認知症対応型共同生活介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 5. 小規模多機能型居宅介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 6. 看護小規模多機能型居宅介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 7. 地域密着型特定施設入居者生活介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 8. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 9. 現状で、特に整備が必要と感じる密着型サービスはない。	

問6 高知市全域において、整備（事業所の増加）が必要と感じる施設サービス等下記から選んでください。
（複数選択可）

サービス種別	内容
☐ 1. 短期入所生活介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 2. 短期入所療養介護	☐ 利用したくても、空きがない。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 3. 特定施設入居者生活介護	☐ 利用したくても、空きがない（待機者が多い）。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）

☐ 4. 介護老人福祉施設	☐ 利用したくても、空きがない（待機者が多い）。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 5. 介護老人保健施設	☐ 利用したくても、空きがない（待機者が多い）。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 6. 介護医療院	☐ 利用したくても、空きがない（待機者が多い）。 ☐ 利用者の居住地域近辺に事業所がない又は少ない。 ☐ その他（ ）
☐ 7. 現状で、特に整備が必要と感じる施設サービス等はない。	

問7 世帯状況やニーズが多様化する現在では、ケアプランを作成する上で、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを組み合わせることが利用者の自立にとって有効な場合がありますが、市内の「インフォーマルな場（サービス）」について、もっと必要と考える場所等を下記から選んでください。（複数選択可）

- ☐ いきいき百歳体操の会場
- ☐ 認知症カフェ
- ☐ 個々の高齢者に応じた趣味活動の場
- ☐ 要介護高齢者などが、健康状態に応じてボランティア活動ができる場
- ☐ 農福連携の取組など、高齢者が畑作業等をできる場
- ☐ 子ども食堂など、高齢者と子どもが交流できる場
- ☐ ゴミ出しや電球交換など、ちょっとした困りごとを解決してくれる生活支援ボランティア
- ☐ 介護保険外（自費）の家事代行サービス
- ☐ 通院や買い物などの移動支援
- ☐ 日常生活を見守ってくれる地域住民や地域の団体など
- ☐ その他（ ）

問8 その他、介護サービス事業所・施設の整備等に関するご要望、ご意見等を自由に記載してください。

質問は以上です。アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

介護人材実態調査 【事業所票】 施設・通所系

※令和8年5月1日現在の状況について、の中に、ご回答ください。

問1 該当するサービス種別（介護予防を含む）を、ご回答ください。（1つに○）

※本調査票の送付先（郵便・メール等の宛名となっている事業所）で行うサービスについて、ご回答ください。

1. 施設・居住系サービス

（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイ、グループホーム、特定施設（地域密着型含む）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム）

2. 通所系サービス

（通所介護（地域密着型含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、通所型サービス（総合事業））

問2 貴事業所（問1で○をつけたサービス種別の事業所）に所属する介護職員について、お伺いします。

※ここでの「介護職員」は、賃金の支払いを受けている方に限ります。（ボランティアの方は含みません。）

問2-1 介護職員の人数を、ご記入ください。（数値を記入）

※前月に出勤のない、長期休暇（育児休業等）中の職員は人数に含めないでください。

※「外国人」には、EPA・技能実習・在留資格「介護」、特定技能により勤務している人数をご記入ください。

介護職員の総数		人	左記のうち常勤職員		人
			左記のうち非常勤職員		人
外国人職員数		人	派遣職員数		人

問2-2 貴事業所は開設から1年以上経過していますか。

（1つに○）

1. はい ⇒問2-3へ

2. いいえ ⇒問3へ

問2-3 令和8年5月1日時点で、開設から1年以上を経過している事業所にお伺いします。

過去1年間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の介護職員の採用者数と離職者数を、常勤・非常勤別にご記入ください。外国人人材も含めてご回答ください。（数値を記入）

	採用者数	離職者数
常勤職員		
非常勤職員		
合計		

問3 採用や人材定着に関する課題をご回答ください。（自由記述）

問4 人材確保に関して市町村に期待するサポートがあれば、ご回答ください。（自由記述）

--

貴事業所についてご記入ください。

事業所名	
ご担当者氏名	
電話番号	
Eメールアドレス	

続いて、調査票（Q5）の設問（問5）にお進みください。

問5 貴施設等に所属している介護職員全員（非常勤含む。ボランティアの方を除く）について、お答えください。

回答方法	※番号1つ記載				※数値を記入		※番号1つ記載			
設問	(1)資格の取得、研修の 修了の状況	(2)雇用形態	(3)性別	(4)年齢	(5)過去1週間の 勤務時間	(6)現在の施設等 での勤務年数	(7)現在の施設等に勤務する直前の職場 ※地域密着型を含む	(8)直前の職場について		
選択肢	1.介護福祉士 (認定介護福祉士含む) 2.介護福祉士実務者研修 修了 または (旧)介護職員基礎研修 修了 または (旧)ヘルパー1級 3.介護職員初任者研修 修了、 または (旧)ヘルパー2級 4.上記のいずれも該当し	1.常勤職員 2.非常勤職員	1.男性 2.女性	1.20歳 未満 2.20代 3.30代 4.40代 5.50代 6.60代 7.70代 以上 8.不明	※ 残業時間を含 む。休憩時 間は除く。 ※ 週の始まり は事業所ごと に任意の曜日 で構いません。	1.1年以上 ⇒【回答終了】 2.1年未満 ⇒【(7)へ】	1.現在の職場が初めての勤務先⇒【回答 終了】 2.介護以外の職場 ⇒【回答終了】 3.特養、老健、療養型・介護医療院、ショ ートステイ、グループホーム、特定施設 4.訪問介護・入浴、夜間対応型 5.小多機、看多機、定期巡回サービス 6.通所介護、通所リハ、認知症デイ 7.住宅型有料、サ高住（特定施設以外） 8.その他の介護サービス ⇒【「3.」～「8.」の場合は(8)へ】 9.不明 ⇒【回答終了】	1.現在の施設等 と、同一の市区 町村内 2.現在の施設等 と、別の市区町 村内 3.不明	1.現在の施設等 と、同一の法 人・グループ 2.現在の施設等 と、別の法人・ グループ 3.不明	
記入例	1	1	1	3	40 時間	2	2	1	2	
01					時間					
02					時間					
03					時間					
04					時間					
05					時間					
06					時間					
07					時間					
08					時間					
09					時間					
10					時間					
11					時間					
12					時間					
13					時間					
14					時間					
15					時間					
16					時間					
17					時間					
18					時間					
19					時間					
20					時間					
21					時間					
22					時間					
23					時間					
24					時間					
25					時間					
26					時間					
27					時間					
28					時間					
29					時間					
30					時間					
31					時間					
32					時間					
33					時間					
34					時間					
35					時間					
36					時間					
37					時間					
38					時間					
39					時間					
40					時間					
41					時間					

※令和8年5月1日現在の状況について、の中に、ご回答ください。

問1 該当するサービス種別（介護予防を含む）を、ご回答ください。（1つに○）

※本調査票の送付先（郵便・メール等の宛名となっている事業所）で行うサービスについて、ご回答ください。

- | | |
|----------------------|---|
| <input type="text"/> | 1. 訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス（総合事業）） |
| <input type="text"/> | 2. 小規模多機能型居宅介護 |
| <input type="text"/> | 3. 看護小規模多機能型居宅介護 |
| <input type="text"/> | 4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |

問2 貴事業所（問1で○をつけたサービス種別の事業所）に所属する介護職員について、お伺いします。

※ここでの「介護職員」は、賃金の支払いを受けている方に限ります。（ボランティアの方は含みません。）

問2-1 介護職員の人数を、ご記入ください。（数値を記入）

※前月に出勤のない、長期休暇（育児休業等）中の職員は人数に含めないでください。

※「外国人」には、EPA・技能実習・在留資格「介護」、特定技能により勤務している人数をご記入ください。

介護職員の総数		人	左記のうち常勤職員		人
			左記のうち非常勤職員		人
外国人職員数		人	派遣職員数		人

問2-2 貴事業所は開設から1年以上経過していますか。

（1つ選択）

- | | |
|----------------------|--------------|
| <input type="text"/> | 1. はい ⇒問2-3へ |
| <input type="text"/> | 2. いいえ ⇒問3へ |

問2-3 令和8年5月1日時点で、開設から1年以上を経過している事業所にお伺いします。

過去1年間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の介護職員の採用者数と離職者数を、常勤・非常勤別にご記入ください。外国人人材も含めてご回答ください。（数値を記入）

	採用者数	離職者数
常勤職員		
非常勤職員		
合計		

問3 採用や人材定着に関する課題をご回答ください。（自由記述）

問4 人材確保に関して市町村に期待するサポートがあれば、ご回答ください。（自由記述）

貴事業所についてご記入ください。

事業所名	
ご担当者氏名	
電話番号	
Eメールアドレス	

調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。

報告事項

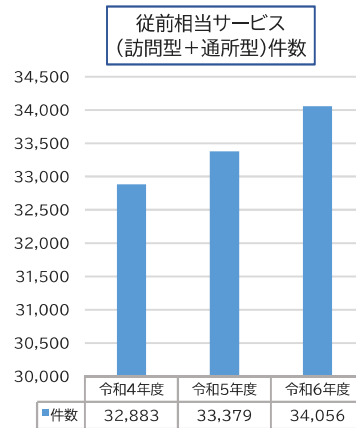
1 地域リハビリテーション活動支援事業 (リハビリ専門職訪問事業)

1 概要

要支援・要介護認定の申請相談があった時に、地域包括支援センター職員とリハビリ専門職が利用者宅を同行訪問し、リハビリ専門職の専門的な視点による自立支援型のアセスメントを行い、身体機能の状況から自立に必要なサービスを助言する。また、フレイル状態の改善の見込みがある方に対し、地域での在宅生活継続に必要な動作獲得に向け、短期集中的に支援する訪問型サービスC事業につなげることで、従前相当サービスを利用せず在宅生活を送れるよう支援する。これにより高齢者の自立を促進し、介護保険制度の維持につなげる。

2 現状・課題

- 本市では、高齢化の進行に伴い、要支援・事業対象者に対する従前相当サービスの利用が長期化・固定化する傾向が続いており、介護保険給付費が増加している。
- 特に、介護認定に係る相談があった時などに初期段階でのアセスメントが十分に行われていないことで、安易に介護サービスが選択され、長期に渡り従前相当サービスを利用し続ける状況が見られる。
- この状況を改善するため、国では地域支援事業における一般介護予防事業のメニューの一つに「地域リハビリテーション活動支援事業」があるが、活用できていない。



4 令和7年度地域リハビリテーション活動支援モデル事業

<事業対象者の精査>

令和7年1月～3月の介護予防ケアマネジメントの初回利用者39人について、主治医意見書やケアプラン、介護保険申請情報を精査し、事業対象の可能性のある方を調査。

- がん、難病、日常生活に支障がある認知症等の状態の方(地域リハの可能性なし):9人(③23%)
- がん、難病、日常生活に支障がある認知症等の状態ではない方(地域リハの可能性あり):30人(④77%)

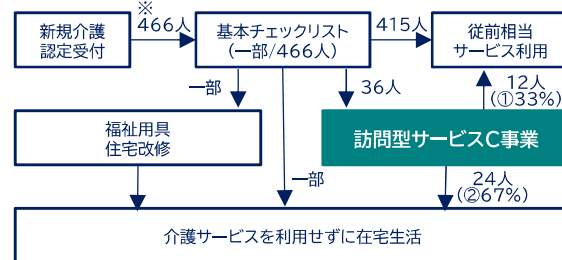
<地域リハビリテーション活動支援モデル事業の実施>

医療法人に在籍のリハビリ専門職の協力を得て、地域リハビリテーション活動支援モデル事業を14事例実施。

- 従前相当サービスを利用した方:1人(⑤7%)
- 訪問型サービスC事業を利用した方:7人(⑥50%)
- リハビリ専門職のアドバイスを受けセルフマネジメント等により予防サービスを利用しなかった方:3人(⑦21.5%)
- 医療系サービスを利用した方:3人(⑧21.5%)

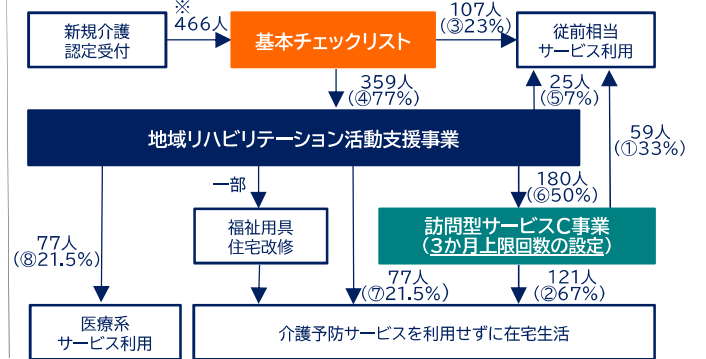
5 地域リハビリテーション活動支援事業導入による支援のフロー

<導入前フロー> 令和6年度実績を基に作成



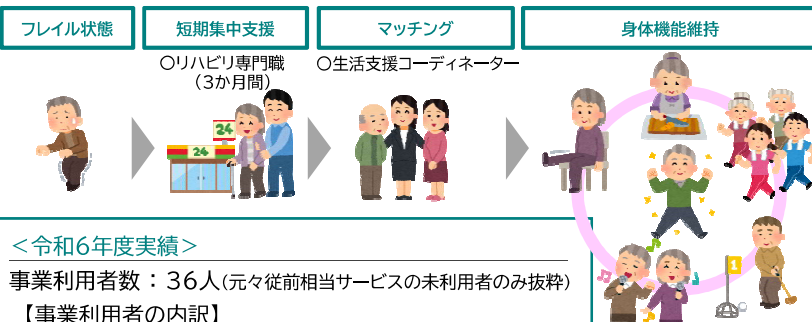
※「新規介護認定受付」から「基本チェックリスト」に流れる466人は、令和6年度の介護予防ケアマネジメントの初回利用者数を使用して算出。

<導入後フロー> 令和7年度モデル事業実績と令和6年度実績を基に試算



3 訪問型サービスC事業

リハビリ専門職がフレイル状態の高齢者宅に家庭訪問し、自宅等での生活継続に必要な動作獲得に向けた支援を短期集中的に行い、身体機能維持のために百歳体操などの地域資源につなぐ。



<令和6年度実績>

事業利用者数:36人(元々従前相当サービスの未利用者のみ抜粋)

【事業利用者の内訳】

- 新たに従前相当サービスを利用した方:12人(①33%)
- 従前サービスを利用しなかった方:24人(②67%)

☆印は令和7年度地域リハビリテーション活動支援事業モデル事業実施事業所

事業者一覧

伊藤整形外科☆	てのひら訪問看護 リハビリステーション
リハビリテーション すこやかな杜☆	かもだの訪問リハビリ
細木病院訪問 リハビリテーション☆	ウィーク訪問看護 ステーション高知
いずみの病院訪問 リハビリテーション	だいいち リハビリテーション病院
内田脳神経外科☆	高知病院・介護老人 保健施設あいおい
リハビリステーション そらとこころ	えん訪問看護 ステーション高知瀬戸
訪問リハビリテーション ちかもり	リハステーション ドリームチーム

訪問看護ステーション アムール

6 新規介護認定受付時の身体状況の確認

<確認事項>

- 64歳以下の方
- 一人で歩くことが出来ない方
- 障がいのサービスを利用している方
- 病気の回復が見込めずターミナル(終末期)の状態の方
- 指定難病医療受給者証をお持ちの方
- 認知症により日常生活に支障をきたしている方
- 入浴が一人で出来ない方
- 在宅で医療系サービスの利用が必要な方
- 住宅改修や福祉用具のレンタルの希望がある方
- ショートステイの利用希望がある方

該当なし

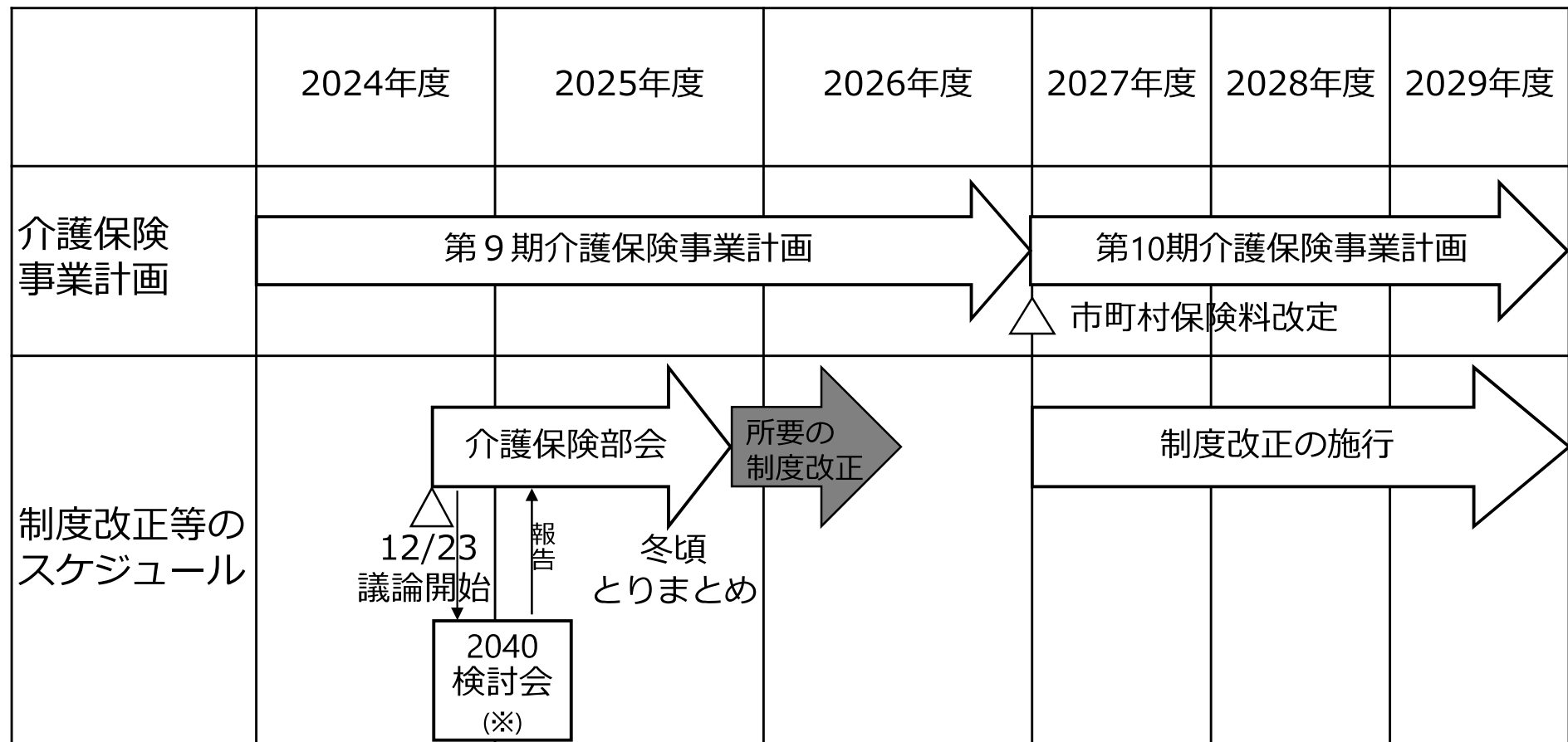
要介護認定申請
該当あり

地域包括支援センターが「基本チェックリスト」実施の上、自立支援型アセスメントによるサービスを検討

2 次期介護保険制度改革に関する 国の動向

今後のスケジュール（案）

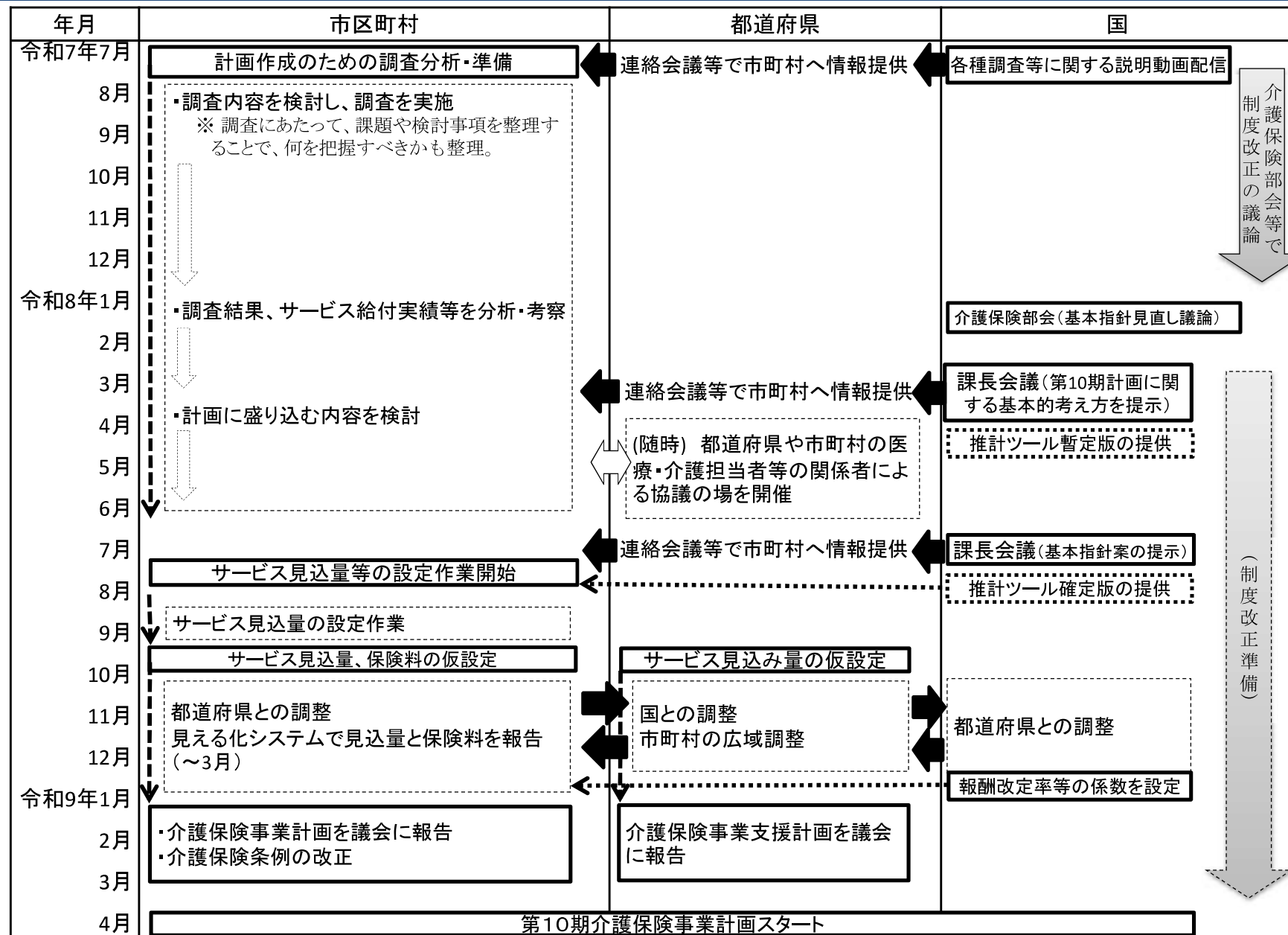
- 介護保険制度は原則 3 年を 1 期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正を行う場合、2027年度からの第10期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。



（注）介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論。

（※）「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



介護保険制度の見直しに関する意見（案）（概要）

社会保障審議会
介護保険部会（第133回）

資料 2

令和 7 年12月25日

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たなタイプの枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする ★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う ★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ 3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ 2）等の取組を併せて推進する

Ⅱ 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性及質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

Ⅲ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

Ⅳ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
 - ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う ★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
 - ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う
- 被保険者範囲・受給者範囲
 - ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 金融所得、金融資産の反映の在り方
 - ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
 - ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う
- 高額介護サービス費の在り方
 - ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
 - ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
 - ・電子資格確認を導入する ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
 - ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う
- 高齢者虐待防止の推進
 - ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
 - ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする
- 要介護認定
 - ・申請代行が可能な者を拡大する
 - ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する
- 特定福祉用具販売
 - ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う
- 国民健康保険団体連合会の業務
 - ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

